

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel: 03-5226-6612）あてにお願いします。

2016年12月7日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事

【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html) を参照願います。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。また、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
- イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 160929

国名：北米・中南米地域 担当：中南米部

案件名：中米地域質の高いインフラ導入に係る情報収集・確認調査（道路・橋梁維持管理分野）

1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2016年12月7日から2016年12月13日12：00まで
※受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
※配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2016年12月7日から2016年12月13日23：59まで
※上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2016年12月26日12：00まで
※提出場所はJICA本部1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：1月下旬
- (5) 契約交渉（予定）：2月上旬～2月中旬

2 業務の内容

ニカラグア共和国（以下、「ニ」国という。）及びホンジュラス共和国（以下、「ホ」国という。）及びメキシコ合衆国（以下、「メ」国という。）の道路・橋梁の点検、改修等の維持・管理に係る情報を収集・分析することで、取り組むべき課題を明確にすると共に活用可能な本邦企業技術に係る情報も収集・整理する。併せて、他国や他援助機関の動向の情報も収集する。また、本邦技術や経験について、ニ国、ホ国、メ国のインフラ整備担当機関関係者の理解を深め、日本による協力の可能性について意見交換を図るため、本邦招聘を本調査の中で実施する。加えて、本調査に係る情報発信を目的とする本邦及び現地セミナーを実施する。
また、本調査結果は、ニ国、ホ国、メ国のみならず、全世界の質の高いインフラ整備に貢献し得るよう、成果品に本邦企業製品・技術インベントリーを含めることを想定する。また、本調査の実施に当たっては、国土交通省・経済産業省などの関係省庁等の連携やJICA民間連携事業（中小企業海外展開支援事業含む）へ展開する。本調査は2017年2月から2017年9月までを想定している。想定業務内容は以下のとおり。

1. 調査項目

道路、橋梁の維持・管理に関して、下記調査項目について、既往調査や既存のデータのレビュー、関係省庁・機関、コントラクターへのインタビュー、現地調査、国際機関やドナー、本邦企業等へのヒアリングを通じて、情報を収集し、両国の主要な課題を分析すること。

- (ア)維持・管理の状況
 - (イ)管轄省庁、関係機関及びその役割
 - (ウ)予算の仕組み及び配賦状況
 - (エ)現地コントラクターの技術力・入手可能な補修材料等
 - (オ)本邦企業技術に係る情報
 - (カ)他国や他援助機関の支援状況
2. 課題の整理、課題解決策及び利用可能な本邦企業技術のリスト化
 3. 本邦招聘の実施及び本邦・現地セミナーの実施支援

3 条件等

(1)参加要件

海外における道路・橋梁インフラに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(2)参加の制限

特になし。

4 契約期間（予定）

2017年2月中旬～2017年9月下旬

5 想定人月（予定）

12.50 M/M

